

各 県 立 学 校 長 殿

徳島県教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後における  
県立学校での教育活動等に係る感染拡大防止対策について（通知）

日頃より、学校における新型コロナウイルスの感染拡大防止対策について、御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第144号）上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更されることとされました。この位置付けの変更と合わせて、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針や、本県における「とくしまアラート」も廃止されることとなります。

これに伴い、これまで主に「とくしまアラート」と連動し、発出していた、県立学校における教育活動等に係る感染拡大防止対策の取扱いについては、令和5年5月7日で終了しましたので、児童生徒等及び保護者並びに貴所属教職員への周知をお願いします。

なお、次の通知については、令和5年5月7日をもって廃止いたしました。

- ・令和5年2月7日以降の県立学校における教育活動等に係る感染拡大防止対策について（令和5年2月7日付け教政第278号）

<お問い合わせ>

教育政策課 働き方・発信戦略担当  
電話 088-621-3159